

最高裁秘書第833号

令和5年4月5日

林弘法律事務所

弁護士 山中理司様

最高裁判所事務総長 堀田眞哉

苦情の申出に係る対応について（通知）

下記1の苦情の申出について、当庁がした司法行政文書の不開示の判断は、下記2の答申を受けたことを踏まえ、相当であると判断しましたので、通知します。

記

1 苦情の申出の内容

(1) 苦情の申出に係る司法行政文書の名称等

毎年度の級別定数表の「職名」別の予算定員と、毎年の裁判所データブックに載つてある書記官、速記官、家庭裁判所調査官、事務官及びその他の定員がどのように対応しているかが分かる文書（最新版）

(2) 苦情の申出がされた日

令和4年8月8日付け（同月10日受付）

2 答申番号

令和4年度（最情）答申第30号

（担当）秘書課（文書開示第二係） 電話03（4233）5240（直通）